



# 金属労協政策レポート

**No.10** 2002.3.19

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協 / IMF-JC）  
 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル4階  
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>  
 編集兼発行人 阿島 征夫

**解説**

## 誤解の多い労働力調査

わが国の完全失業率は、2001年7月以来5%台が続いており、とりわけ12月には5.5%に達するなど、危機的な状況にある。雇用情勢に対する注目が高まる一方で、同時に、「ハローワークに行かないと失業者にカウントされない」「就職をあきらめた人を含めれば、失業率はヨーロッパ並み」などというような誤解も生じており、雇用問題に関する議論の混乱を招くところとなっている。

本稿では、雇用危機に対する本質的な検討の一助とすべく、わが国の労働力調査に対して多く見られるいくつかの誤解について、整理することとしたい。

### 労働力調査はアンケート調査であって、ハローワークとは関係ない

「労働力調査でいう失業者とは、ハローワークで求職している失業者の数だから、ハローワークに行っていない失業者はカウントされない」というようなはなしをときおり耳にします。

しかしながら、これは誤解です。失業者、失業率を算出している総務省の「労働力調査」は、約4万世帯を対象とした標本によるアンケート調査であり、ハローワークにおける求職者の実数を集計した厚生労働省の「職業安定業務統計」とはまったく関係ありません。

労働力調査は、調査対象として選定された世帯に、調査員が調査票を配布して記入を依頼、後日回収するというアンケート調査の方法をとっています。

調査票では、調査世帯に所属する15歳以上の人すべてに対して、

月末1週間に仕事をしたかどうか。

仕事をしなかった場合、仕事を探していたかどうか。

仕事をした時間。

常雇か、臨時雇か、自営業主かなどの区別。

勤め先の経営組織、事業の種類。

仕事の種類。

などの項目について、記入を求めています。このうち、

月末1週間に仕事を少しもしなかった。

仕事を探していた。

仕事があった場合、その仕事にすぐつくことができる。

の3つの条件を満たす人を「完全失業者」と定義しています。なお、「通学のかたわら」にする仕事、「家事などのかたわら」にする仕事を探していた人も、完全失業者に含まれます。

ここで「仕事を探していた」というのは、ハローワークに申し込んだ場合だけをいうのではなく、仕事の紹介を人に依頼したり、新聞の求人広告に応募したり、事業を始めるための資金・資材・設備の調達をしている場合などをいいます。依頼したり応募したりした結果を待っている場合も、「仕事を探していた」に含みます。

一方、厚生労働省の「職業安定業務統計」は、その名のとおり、ハローワークの業務の実績を集計した統計です。有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率、新規求職申込件数、新規求人数、新規求人倍率などが発表されますが、この統計の求職者数と労働力統計の失業者数・失業率とは一切リンクしていません。必ずしもハローワークで求職していなくとも「労働力調査」における失業者にカウントされますし、逆に失業者ではない在職者が、ハローワークで求職するということもあるわけです。

ちなみに2001年平均で見ると、「労働力統計」による完全失業者数は340万人、「職業安定業務統計」による「有効求職者数」は260万人となっています。

### 失業者数を算出する統計は、各国ごとにやや異なる

国際的に見ると、失業者数を掌握するためにどのような統計を用いるかは、国ごとにやや異なっています。ILOの「国際労働経済統計年鑑」によれば、失業者数の出展として考えられる統計には、

労働力標本調査

公式推計（2つ以上の情報に基づき、政府が公式に推計するもの）

社会保険統計（失業保険における失業給付受給者数を失業者とするもの）

職業紹介所統計（職業紹介所における登録求職者）

の4種類があります。前述のように、職業紹介所統計はわが国では失業者数と関係ありませんが、国によっては、失業者をこれによってカウントするところもあるということです。

アメリカ、イタリア、カナダ、韓国などでは、日本と同様、労働力標本調査方式を採用しています。各国ごとに、失業者が求職活動をいつ行ったか（日本は過去1週間、アメリカは4週間以内）、失業率の分母（労働力人口）における対象年齢、軍人や家族従業者の取り扱いなど、若干の違いはあるものの、労働力標本調査方式を採っている限りは、ILOが定めた定義・概念におおむね沿っているはずなので、各国ともほぼ共通したデータといえます。

ちなみにOECDでは、失業率の国際比較を可能にした「標準化失業率」を発表していますが、2000年の失業率について、各国政府が発表している「各国公表値」と比べてみても、労働力標本調査を行っているこれらの国々では、結果的に、標準化失業率と各国公表値とが全く同一の数値になっています。（図表1）

これに対してイギリスでは、労働力標本調査による失業者数と、社会保険統計による失業者数と両方のデータがあります。失業率の国際比較では前者を用いますが、前者は標本数が少ないために3カ月移動平均値の公表となっており、国際比較ではなく、イギリス国内の景気動向を判断するための指標としては、後者を用いています。ちなみに、2000年における労働力標本調査の失業者数は162万人、社会保険統計の失業者数は110万人です。

フランスでは、労働力標本調査による失業者数、政府の公式推計による失業者数、職業紹介所統計の登録失業者数と3種類のデータがありますが、労働力標本調査は年1回の調査であり、国際比較については労働力標本調査をもとにした推計値を、国内の景気動向指標としては職業紹介所統計の登録失業者数を用いています。2000年における労働力標本調査による失業者数は259万人、公式推計は252万人、職業紹介所統計の登録失業者数は234万人です。

ドイツでは、労働力標本調査による失業者数と職業紹介所統計による登録失業者数とがありますが、フランスと同じく前者は年1回の調査であり、国際比較においても国内の景気動向指標としても、職業紹介所統計の登録失業者数を用いるのが普通です。

図表1 各国労働力調査における失業者の定義

組織・国	失業者の定義	失業率の分母	失業率 (2000年)	
			各国公表値	標準化失業率
I L O	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事を持たず (就業者でない)</li> <li>・ 現に就業が可能で (調査期間中に就業が可能)</li> <li>・ 仕事を探していた (最近の特定期間に就業のために特別な手だてをした)</li> <li>* 失業者の求職の定義にかかわらず調査期間後のある時点から就業の手はずを整えた者で、現在は仕事がなく、現に就業が可能なのは失業者とみなされなければならない。</li> <li>* 一時レイオフの場合は、国情によっては、求職の規定を緩和して適用してもよい。(=求職活動をしていなくとも、失業者にカウントしてよいということ。J C注) その場合には、非求職で失業に区分される一時レイオフ者を別掲しなければならない。</li> </ul>	就業者+失業者 * 就業した無給の家族従業者は、調査期間中の就業時間に関係なく就業者とみなさなければならない。特別な理由により、最低時間基準を取り入れたい国は、その基準以下の人を識別し、別掲しなければならない。 * 軍隊の構成員は就業者に含めなければならない。	—	—
日 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業者でなく</li> <li>・ 調査期間中に就業可能で</li> <li>・ 調査期間中 (過去1週間) に求職活動を行った者</li> <li>* 仕事があればすぐ就ける状態で過去に行った求職活動の結果を待っている者も失業者とする。</li> </ul>	就業者+失業者	4.7	4.7
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業者でなく</li> <li>・ 調査期間中に就業可能で</li> <li>・ 過去4週間以内に求職活動を行った者</li> <li>* レイオフ中の者は求職活動要件に関係なく失業者とする。</li> </ul>	就業者+失業者 * 軍人を除く * 終業時間が15時間未満の無給家族従業者は就業者から除外	4.0	4.0
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業者でなく</li> <li>・ 調査期間中に就業可能で</li> <li>・ 過去4週間以内に求職活動を行った者</li> <li>* レイオフ中の者は求職活動要件に関係なく失業者とする。</li> <li>* 4週間以内に就業が内定の待機者も求職活動要件に関係なく失業者とする。</li> </ul>	就業者+失業者 * 軍人を除く	6.8	6.8
韓 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業者でなく</li> <li>・ 調査期間中に就業可能で</li> <li>・ 調査期間中 (過去1週間) に求職活動を行った者</li> <li>* 過去に求職活動を行ったが、不可避の理由で調査期間中に行えなかった者も失業者とする。</li> </ul>	就業者+失業者 * 軍人を除く	4.1	—

- (注) 1. 標準化失業率はOECDによるもの。基本的にILOのガイドラインに沿っているが、軍人を就業者に含めていない点で取り扱いが異なる。  
 2. 資料出所：総務省「労働力調査年報」、日本労働研究機構「データブック国際労働比較2002」

2000年における労働力標本調査による失業者数は313万人、職業紹介所統計の登録失業者数は369万人となっています。後者のほうが56万人も多くなっていますが、これは、職業紹介所統計では、求職登録すると週19時間未満ならば働いていても失業者にカウントされるので、労働力標本調査よりも失業者数が多くなるという事情があります。従ってドイツの失業率については、ドイツ政府の公表値と国際的な標準化失業率がかなり異なることに留意しなければなりません。なお2000年の公表値は9.6%、標準化失業率は8.1%です。

日本が採用している「労働力標本調査」方式は、

他の方法では含まれないグループの失業者が含まれている。

一般的に、「失業者」の国際基準の定義とマッチしており、国際比較が可能である。

就業者と失業者を同じ統計から掌握できるので、「失業率」の信頼性が高い。

などの点で、他の方式に比べてもっとも優れており、国際的に標準的なものとして、普及が進んできています。

### 総務省が発表する代表数値では、原数値と季節調整値が混在

わが国の労働力調査を用いる際に、やや混乱しやすい点としては、総務省の毎月発表している失業者数と失業率の代表的な数値、すなわちマスコミが報道する数値が、失業者数は季節調整前の原数値、失業率は季節調整値である、ということがあります。

経済指標が改善したか悪化したかの判断は、原数値の場合は前年同月との比較、季節調整値の場合は前月との比較が基本となります。従って、季節調整値を主に用いる失業率の場合は、前月との比較ができますが、失業者数のほうは、原数値のままでは前月と比較することはできません。

例えば、2002年1月の完全失業率（季節調整値）は5.3%で、前月（2001年12月）の5.5%に比べて0.2ポイント改善していますが、原数値である完全失業者数は2001年12月が337万人、2002年1月が344万人と、逆に悪化しているように見えます。しかしながら、季節調整値の完全失業者数では、12月が371万人、1月が355万人となっており、失業率と同様の傾向を示しています。（図表2）

図表2 失業者数・失業率の原数値と季節調整値

年・月	失業者数		失業率	
	原数値	季節調整値	原数値	季節調整値
2001年1月	317	327	4.7	4.8
2	318	319	4.8	4.7
3	343	320	5.1	4.7
4	348	323	5.1	4.8
5	348	331	5.1	4.9
6	338	332	5.0	4.9
7	330	338	4.9	5.0
8	336	339	5.0	5.0
9	357	355	5.3	5.3
10	352	360	5.2	5.3
11	350	368	5.2	5.4
12	337	371	5.0	5.5
2002年1月	344	355	5.2	5.3

資料出所：総務省「労働力調査」

あえて失業者数の前月からの変化について、原数値を用いて判断しようとするならば、前年同月差が前月と比べてどのように変化したかを見る以外にありません。完全失業者の前年同月差は、2001年12月に39万人増、2002年1月には27万人増ですから、1月の増加幅は前月よりも12万人縮小（改善）していることになり、これは季節調整値の完全失業率の動きとマッチしています。

2002年1月の労働力調査の結果が報道された3月1日の夕刊各紙（6大紙）を見ても、このあたりの複雑な事情を正確に記述しているのは1紙だけで、残りの5紙は、

報道しているデータそのものは間違っていないが、説明記事が不十分。（3紙）

データの報道の仕方が不正確。（1紙）

記事の内容がよくよみとれない。（1紙）

となっており、マスコミの報道でも混乱が見られます。

いずれにしても、労働力調査を利用するにあたっては、総務省統計局のホームページから原数値と季節調整値の両方を入手し、それに基づいて判断する必要があります。

### 労働市場からの退出者の問題

雇用問題について議論する場合、よく「潜在的失業者」という言葉が使われます。「潜在的失業者」という言葉は、統計的にきちんと定義づけられたものではないと思われませんが、

いわゆる企業内失業者

労働市場からの退出者

のいずれかを指す場合が多いようです。

このうち、「いわゆる企業内失業者」は、かつてはマスコミなどで頻繁にクローズアップされましたが、最近ではとりあげられることも少なくなっているようです。算出の方法は、各個別企業ごとに余剰人員を調査してそれを積み上げるのではなく、完全雇用（自然失業率）状態の時に比べ、経済活動の水準がどのくらい落ち込んでいるので、労働力もどのくらい余っているだろう、ということでマクロ的に推計します。あくまでも架空の計算であり、現場の実態を全く反映しておらず、従って説得力もないので、最近では使われなくなっているのではないかと考えられます。

これに代わって、最近クローズアップされているのが、就職をあきらめて、求職活動をしなくなったために、完全失業者にカウントされなくなった「労働市場からの退出者」です。なお「労働市場からの退出者」は、労働力統計上は「非労働力人口」に分類され、失業率を計算するうえで、分子（失業者）に算入されないだけでなく、分母（労働力人口）にも算入されません。

「いわゆる企業内失業者」とは異なり、「労働市場からの退出者」は、統計上一応明らかとなっています。通常、「労働市場からの退出者」のデータは、総務省が年に2回（2月と8月）実施する「労働力調査特別調査」において、非労働力人口のうち、「就業を希望しているが、適当な仕事がありそうにないので求職活動をしていない者」ということになっています。

非労働力人口のうち、「就業を希望しているが、適当な仕事がありそうにないので求職活動をしていない者」というデータは、近年400万人台（2001年2月調査で420万人）で推移していましたが、潜在失業者4百数十万ということで、よく報道されていたのですが、2001年8月の調査において、216万人とほぼ半減してしまっただけで、有効性を失ってしまいました。実態として雇用情勢が改善したのならばよいのですが、もちろんそうではないわけで、結局このデータをそのまま使うわけにはいなくなってしまったのです。

一方、「特別調査」ではなく、毎月行われている「労働力調査」を使って試算すると、2001年には15歳以上人口が10,886万人、労働力人口（就業者＋完全失業者）が6,752万人でしたが、もし労働力人口比率（労働力人口が15歳以上人口に占める比率）が、第1次石油危機以来の最高水準であった92年並みの64.0%であったならば、2001年の労働力人口は6,967万人になっているはずなので、差し引き215万人が「労働市場からの退出者」ということになります。

仮に、この215万人と完全失業者340万人とあわせて555万人を、「完全失業者＋労働市場からの退出者」と考えますと、「労働力人口＋労働市場からの退出者」が6,967万人ですから、比率は8.0%となります。

### 「労働市場からの退出者」が「失業者」に入らないのは世界共通

「労働市場からの退出者」の増大は、それ自体、きわめて深刻な問題です。しかしながら、「労働力人口＋労働市場からの退出者」に対する「完全失業者＋労働市場からの退出者」の比率が8.0%に達するからといって、「だから本当の失業率はヨーロッパ並み」と判断するのはいささか早計です。労働力標本調査であれ、職業紹介所統計であれ、「求職活動」をしていない者が失業者にカウントされないのは、各国共通だからです。

ここで重要となるのは、日本が他の国に比べて、不況が「労働市場からの退出」に結びつきやすいかどうかです。この度合いが強ければ、たとえ失業者の定義が同じでも、実態としては日本の失業率が低めに出る、ということになります。

1980年に旧・労働省が発行した「国際比較労働情報総覧」では、「わが国の女子の場合は、離職したら雇用情勢が悪いときには労働市場に失業者として顕在化せず非労働力として家庭に帰る傾向が強いのに対して、欧米の女子の場合は男子と同様失業者として労働市場に留まる傾向が強い」と指摘しており、この傾向が現在も続いているのかが焦点となります。

2001年におけるわが国の労働力人口比率（労働力人口／15歳以上人口）は、男性が75.7%ですが、これは男女計で近年比率の最も高かった92年の77.9%に比べて2.2ポイントの低下となっています。一方、女性は49.2%で、同じく92年の50.7%に対し、低下幅は1.5ポイントに止まっています。女性の労働力人口比率がもともと低いことを考慮しても、女性の低下幅が男性よりも大きいということはいえませんが、

2001年における労働力人口の男女比率は1対0.7ですが、「労働力調査」から推計した「労働市場からの退出者」も、男子116万人に対し女子86万人で、男女比率は1対0.7となっています。労働市場からの退出者の男女比率は、労働力人口の男女比率に見合ったものとなっており、現在では、とくに女性に限って非労働力化するという判断は、全体としてはできないのではないかと考えられます。

### 近年の労働力人口比率の低下は、若年層と高齢者層の問題

わが国における労働力人口比率の低下は、世代別に見ると特徴がはっきりします。92年と2001年とを比べてみると、25～59歳という世代では、労働力人口比率がほぼ横ばい、ないし上昇しているのに対し、24歳以下あるいは60歳以上では、労働力人口比率が顕著に低下しています。（図表3）

これは雇用情勢が厳しいために、若年層では専門学校や大学院などに進学して労働市場に参入する年齢が上昇していることを、高齢者層では公的年金満額支給年齢に達した後再就職せずにそのまま年金生活に入ってしまう人々が増えていることを示しているものと思われます。そういった点で、「労働市場からの退出者」をどこまで「潜在的失業者」という概念でとらえるかは、なかなか難しい問題です。

図表3 労働力人口比率の推移

区分	1992年	2001年	(%) 差
全体			
男女計	64.0	62.0	-2.0
男	77.9	75.7	-2.2
女	50.7	49.2	-1.5
年齢別			
15～19歳	18.5	17.7	-0.8
20～24	75.1	71.9	-3.2
25～29	80.4	83.5	3.1
30～34	75.7	78.3	2.6
35～39	80.4	80.2	-0.2
40～44	84.3	84.0	-0.3
45～49	85.0	84.8	-0.2
50～54	82.2	82.2	0.0
55～59	74.2	75.8	1.6
60～64	57.2	55.1	-2.1
65～	25.4	21.8	-3.6

資料出所：総務省「労働力調査」

一方、雇用情勢の変化と労働力人口比率の変化との相関関係を国際的に見ると、日本では、失業率が上昇すると労働力人口比率が低下するという逆相関の関係が見られますが、他の主要先進国では、近年、失業率が顕著に上昇するという事例が少なくなってしまったので、比較が難しい状況にあります。ただドイツでは完全失業率が、95年の9.4%から97年には11.5%に上昇しましたが、この時には労働力人口比率の低下という逆相関の関係が見られました。

それ以外には、はっきりした逆相関関係は見られませんが、ヨーロッパでは、一般的に日本よりも雇用保険の給付期間が長いので、そのぶん失業者が労働市場から退出しにくいということは考えられます。また、日本の「非労働力化」の中心である若年層と高齢者層ということで見れば、ヨーロッパの主要国では、すでに高齢者の労働力人口比率がきわめて低いために、雇用情勢の変化に反応しにくい、というような事情もあるものと推測されます。

### 雇用危機の本質にメスを

これまで見てきたように、「わが国の失業率は本当はヨーロッパ並み」という見方は、明確な根拠に基づくものとは言いがたいものです。「労働市場からの退出者」は重大な問題ではありますが、それとともに、戦後最悪の雇用情勢が抱える危機の本質を見落とすことがあってはなりません。

すなわち、

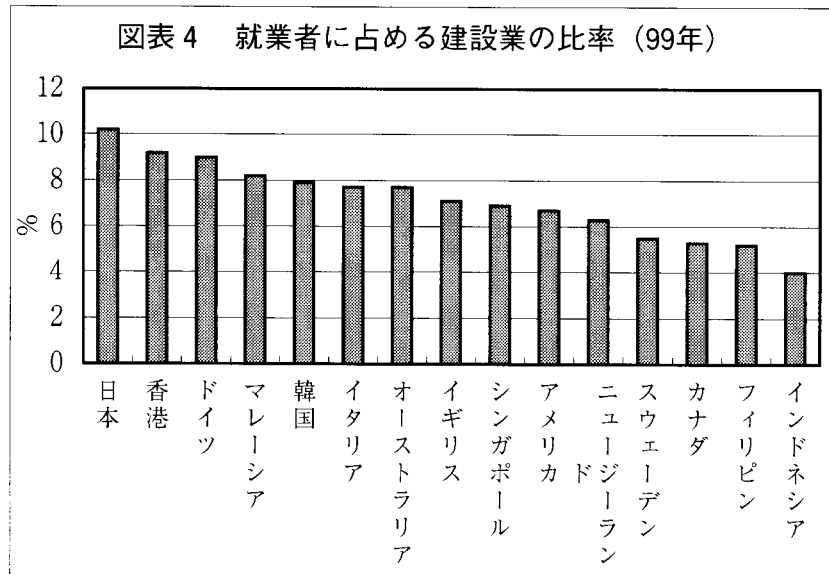
東京都立労働研究所が2000年に行った調査によれば、失業者のうち雇用保険非受給者の世帯収入は月あたり13.5万円にすぎない。もしそのまま再就職できない場合に、40歳代の失業者の23.5%、50歳代の28.2%が「家計維持の方法がない」と回答するなど、雇用保険支給期間が切れたあとの生計は、まさに破滅的な状況にある。

一国における金属産業の就業者比率の推移は、その国の盛衰そのものを示している。貿易立国日本の基幹産業たる金属産業就業者の減少は、わが国の長期的な発展基盤が損なわれていることを如実に示すものに他ならない。

わが国の建設産業の就業者比率は、国際的に見て異様に高いが、まさに公共事業および不良債権関連の分野であり、今後、深刻な雇用問題の発生が不可避となっている。炭鉱の閉山、国鉄民営化に匹敵する重大な覚悟をもって、特別な雇用対策を行っていく必要がある。(図表4)

99年に旧・労働省が行った「就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」によれば、1,335万人の「非正社員」のうち、150万人が「正社員」での雇用を望んでいる。若年層が本人の意思に反して、例えばフリーターとして働くことを余儀なくされている場合、スキルを身につけることができないまま、中高年になってしまう危険性が大きく、そうした場合、本人の生涯生活設計はもとより、わが国の産業経済にとっても打撃は計り知れない。

などについて、真剣な検討と議論、そして早急な対策が不可欠となっています。



金属労協ではこれまで、雇用のセーフティーネットの三本柱、すなわち、

求職者給付基本手当の給付日数を最長2年間にするなどの雇用保険の抜本的拡充。

スキルアップ型職業訓練、ジョブサーチ型派遣、職業紹介、雇用保険支給などのすべてを取り扱う統合的なシステムとしての「コミュニティ・スキルアップ・カレッジ」の全国展開。

公共事業改革、不良債権の最終処理によって、関連業界において発生が予想される深刻な雇用問題に対応するための特別な雇用対策として、公的分野とは一線を画して国土の美化・緑化・環境保全にあたる「地域国土美化事業団(仮称)」の創設。

を提案してきましたが、これらについて、最高度の緊急性を持つ政策として、一刻も早く具体化していくとともに、ものづくり産業における技術・技能の継承・育成の観点ともあわせ、統合的な雇用政策を確立・実行していかなければなりません。